

第 103 号

平成15年 3月15日発行

杉並区明るい選挙推進協議会  
杉並区選挙管理委員会  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
電話 (3312) 2111 (代)

杉並の  
選挙だより

統一地方選挙

がはじまります！

4月13日(日)  
東京都知事選挙



平成14年度 明るい選挙啓発ポスター  
コンクールより  
光塩女子学院初等科3年  
小林 彩佑さんの作品

4月27日(日)  
杉並区議会議員選挙  
杉並区長選挙

投票時間

午前 7時から

午後 8時まで

選挙公報は新聞折り込みでお配りします

折り込む日 (いずれも予定です。)

東京都知事選挙	4月1日(火)
杉並区議会議員・杉並区長選挙	4月23日(水)

一般紙、スポーツ紙、英字新聞など、計15紙の新聞に折り込みますが、購読されていない場合はお送りしますので、選挙管理委員会までご連絡ください。なお「公報」は図書館などの区の施設、郵便局、駅の広報スタンド、新聞販売店、公衆浴場にも置いてあります。

# 東京都知事選挙のお知らせ

投票日 4月13日(日)

「首都の顔、私が決める この一票」

〈杉並区で都知事選挙の投票ができる方、できない方〉  
東京都外へ転出された方は、投票できません

	対象者	投票の可否
投票日現在 住所が杉並区内	平成14年12月26日以前に転入届出をし、引き続き住んでいる方 (昭和58年4月14日以前に生まれた方)	○ できる
	平成14年12月27日以後に転入届出をし、引き続き住んでいる方 (昭和58年4月14日以前に生まれた方)	× できない ただし、前住所地(都内)で投票できる場合がありますので、前住所地にお問い合わせください。
投票日現在の住所が杉並区外	平成14年9月1日以前に転入届出をし、平成14年12月13日以後に都内へ転出した方 (昭和57年12月2日以前に生まれた方)	○ できる ※ただし、新住所地で名簿に登録されていない場合に限りです。 ※新住所地で発行した「引き続きの証明書(注1)」が必要です。
	平成14年12月1日以前に転入届出をし、平成15年3月1日以後に都内へ転出した方 (昭和58年3月2日以前に生まれた方)	○ できる ※新住所地で発行した「引き続きの証明書(注1)」が必要です。
	平成14年12月26日以前に転入届出をし、平成15年3月26日以後に都内へ転出した方 (昭和58年4月14日以前に生まれた方)	○ できる ※新住所地で発行した「引き続きの証明書(注1)」が必要です。
	平成14年12月12日以前に都内へ転出した方	× できない
	東京都外へ転出された方は、投票する事ができません。	

注1 「引き続きの証明書」とは、新住所地で発行する「選挙用の住民票(無料)」または「引き続き都内の区市町村に住所を有する旨の証明書」のことです。

注2 東京都内へ転出された方

投票日現在の住所が杉並区から引き続いていない場合に限りです。

(例：杉並区から八王子市へ転出し、さらに渋谷区へ転出した場合等は、投票することはできません。)

注3 杉並区内で転居された方

3月17日までに届出された方：新住所地の投票所で

3月18日以後に届出された方：転居前の住所地の投票所で

} 投票することになります。

# 杉並区議会議員選挙 杉並区長選挙

のお知らせ

投票日 4月27日(日)

「生かそう一票 夢ある杉並」

## 〈杉並区で 区議選挙 区長選挙 の投票ができる方、できない方〉

杉並区で投票できる方は、杉並区の「選挙人名簿」に登録されていて、引き続き投票日まで杉並区に住んでいる方です。杉並区外に転出された方は、投票できません。

	対 象 者	投 票 の 可 否
内住投票所が杉並区現在の区	平成15年1月19日以前に転入届出をし、引き続き住んでいる方。 (昭和58年4月28日以前に生まれた方)	○ できる
	平成15年1月20日以後に転入届出をした方 (昭和58年4月28日以前に生まれた方)	× できない

注 杉並区内で転居された方

4月10日までに届出された方：新住所地の投票所で  
4月11日以後に届出された方：転居前の住所地の投票所で } 投票することになります。

## 公職選挙法改正のお知らせ

公職選挙法の一部が改正され、「政党その他の政治団体の政治活動用ポスター」の取扱いが、次のとおり変更となります。(法第201条の14関係)

市区町村の議会の議員及び町村の長の選挙についても、他の選挙と同様に当該選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体が、その政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が、当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区内において当該ポスターを撤去しなければならないものとされました。

※従前は、市区町村議会の議員選挙及び町村長選挙については、撤去義務が課せられていませんでした。

# 不在者投票をご利用下さい!

投票日当日に仕事やレジャーがあっても不在者投票できます。

—投票時間は、午前8時30分から午後8時まで—

不在者投票場所			不在者投票期間	
			東京都知事選挙	杉並区議会議員選挙 杉並区長選挙
杉並区役所（中棟6階第4会議室）			3月27日(木) 4月12日(土)	
4区民事務所 ・分室	井草区民事務所	下井草4-30-2		
	阿佐谷区民事務所	阿佐谷北2-18-17		
	高井戸区民事務所	高井戸西2-5-10		
	高井戸区民事務所 宮前分室	宮前5-5-27		
11旧出張所	下高永福会議室 (旧下高永福出張所)	下高井戸3-23-9	4月6日(日)	4月20日(日)
	和田会議室 (旧和田出張所)	和田1-41-10		
	堀ノ内松ノ木会議室 (旧堀ノ内松ノ木出張所)	松ノ木3-3-4		
	高円寺中央会議室 (旧高円寺中央出張所)	高円寺南2-32-5		
	高円寺北会議室 (旧高円寺北出張所)	高円寺北3-25-9		
	馬橋会議室 (旧馬橋出張所)	高円寺南3-31-3	4月12日(土)	4月26日(土)
	旧天沼出張所 別館和室	天沼3-34-38		
	荻窪会議室 (旧荻窪出張所)	南荻窪2-28-13		
	上荻窪会議室 (旧上荻窪出張所)	上荻窪3-16-6		
	清沓中通会議室 (旧清沓中通出張所)	清水2-17-11		
	上井草会議室 (旧上井草出張所)	今川4-8-22		
その他	方南会館 (旧方南和泉出張所)	和泉4-42-5		
	浜田山会館	浜田山1-36-3		
	児童青少年センター (ゆう杉並)	荻窪1-56-3		